

金融商品：償却原価及び減損

企業会計基準委員会 (ASBJ)
専門研究員

神谷陽一氏

目次

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 公開草案公表の理由 | 4. EDの提案のポイント(各論) |
| 2. 予想損失モデルのイメージ | 5. FASBの暫定決定との比較 |
| 3. EDの提案のポイント(総論) | 6. 質疑応答 |

1. 公開草案公表の理由

IASBは昨年11月5日に、公開草案「金融商品：償却原価及び減損」(以下「ED」という。)を公表した。コメント期限は6月30日。中身に入る前に、公開草案が公表された経緯をご説明したい。IASBとFASBが世界的な金融危機を受けて組織した金融危機アドバイザーグループ(FCAG)は、2009年7月に報告書を公表した。その中で、貸付金(及びその他の金融商品)に関する損失認識の遅れ、複数の減損アプローチの複雑性を、会計基準とその適用の主要な弱点と認定した。この主要な2つの問題点を解決するため、金融商品会計基準(主に減損)の改定が行われている。FCAGはその提案の1つとして、よりフォワードルッキングな情報を用いる発生損失モデルの代替案を模索することを提案した。FCAGの報告書に先だって、G20からの提言(2009年4月)も貸倒引当金に言及しており、IASB及びFASBにこの分野での対応が求められていた。

(G20での提言)

- ✓ より広範な信用情報を取り込むことで、貸倒引当金に関する会計上の認識を強化する。
- ✓ 引当、オフバランス・エクスポージャー及び評価の不確実性について、会計基準を改善する。

2009年6月に、IASBは金融資産の減損のための予想発生モデルについて、その実行可能性に関する「情報提供の要請」を公表し、コメントを求めた。G20首脳や金融安定化ボードのような国際機関の提言等を受けて、IASBとFASBは、それぞれの金融商品の基準を置き換えるタイムテーブルを公表し、それに沿って検討を進めている。IASBでは、現行のIAS第39号「金融商品－認識及び測定」の置換えプロジェクトを以下3つのフェーズに分割している。IASBでは、IAS39号をフェーズごとにIFRS第9号へ置き換えるアプローチを用いている。本公開草案は、第2フェーズに該当する。第1フェーズの「分類及び測定」では、金融商品会計の複雑性を簡素化するために、測定区分を公正価値と償却原価の二つにするという改定が行われた。

PJフェーズ	公開草案	基準化
1 分類及び測定	2009年7月公表	金融資産は2009年11月にIFRS9公表済み
2 減損	2009年11月公表	2010年中に基準化予定
3 ヘッジ会計 (審議進行中)	2010年6月～9月予定	2011年1Qまでに基準化予定

金融負債は金融資産と別に検討されることとなり、2010年5月11日に公開草案「金融負債の公正価値オプション」が公表された。コメント期限は7月16日。2009年7月公表の公開草案では、金融資産と金融負債は同列に改正する提案がされていた。しかし、金融負債に特有の論点について十分に検討する必要があるということで、金融資産のスケジュールとは別個に基準化が進められることとなった。金融負債に特有の論点とは、自己の信用リスクという問題である。自己の信用リスクの高まりによって負債の価値が減り、利益が出るのは直感に反するという問題である。金融負債の基準化は今年中の目標である。

FASBはIASBとは異なり、一度で金融商品会計を包括的に改正するアプローチを取っており、今後、金融商品に関する包括的な公開草案を公表する予定とされている。*

*現地時間の5月26日にFASBの公開草案「金融商品会計」が公表された。

2. 予想損失モデルのイメージ

EDで提案されている予想損失モデルのイメージを、以下の例で示す。なお、本説例は、説明の都合上、EDが提案している減損モデルを極めて単純化したものである。

(前提)

- 銀行が、100件のリスクが同質な貸付金を実行する。貸付金元本の合計は1億円。
- 貸付金の条件は、契約金利12%で5年満期である。

(考え方)

- 当該貸付金は、12%の契約金利を生み出すが、銀行は、類似の貸付金からは貸付期間にわたり一定金額の貸し倒れが発生することを、過去の経験から認識している。
- したがって、銀行が今後5年間に期待(あるいは予想)している平均利回りは、契約金利12%より低い(例えば、10%)。
- 以上から、銀行は貸付金の実行時において、将来2%相当の損失が平均的に発生することを予想している、と考えられる。また、銀行は正味10%の利回りを達成するために、予想される損失2%を上乗せして、契約金利を12%に決定したと言い換えられるかもしれない。

(当初予想される損失を、どのように会計処理すべきか)

- 1法: 予想される損失が発生するまでは、契約金利12%に基づき利息計上する。
⇒当初に、予想利回り(10%)より多めに利息計上(front-loaded)される一方、損失が発生したときには多めに損失が計上される。利益が先に出る。IAS39号の発生損失モデル。
- 2法: 予想される損失をすべて、貸付金実行時に損失計上する(※)。
⇒貸付実行後、直ちに損失が計上される一方、その後の利息は多めに計上(back-loaded)されることになる。
- 3法: 予想される損失を、各期に配分する。すなわち、予想利回り(予想損失控除後)10%で利息計上する。→EDの提案。予想損失モデル。

(※)非常に単純化すれば、予想損失2%×5年分=10%、すなわち1千万円の損失が貸付実行時に

計上される。(実際に算定される損失額は、貨幣の時間価値を考慮して割引計算されるため、この金額よりは小さい。また、損失が予想される時期によっても異なる。)

3. ED の提案のポイント(総論)

(償却原価)

- 実効金利法に関する規定は、償却原価で測定されるすべての金融資産と金融負債の双方に適用される。

(減損)

- 償却原価が適用されるすべての金融資産にも適用される。
 - 売掛金のように金利を生まない資産にも適用される。
 - 実務上の簡便法も提案されている。

なお、償却原価で測定される金融商品という概念に対して、公正価値で測定される金融商品という概念がある。
- 現行の発生損失モデルから予想損失モデルに変更する。
 - 当初取得時点で予想損失を決定し、契約金利から当初予想損失を控除したものを、金利収益として残存期間にわたって認識する。予想損失を控除することが第1のポイントである。
 - 残存期間に予想される信用損失を引き当てる。予想損失に対して引き当てを立てるのが第2のポイントである。
 - 每期、予想損失を再評価し、変動の影響を即座に認識する(いわゆる減損)。每期再評価を行うことが第3のポイントである。每期再評価を行うことに対し、その実行可能性についてコメントが寄せられている。
- 金利収益は、契約金利と当初の予想信用損失の配分に区分して表示する。また予想損失の再評価の影響を区分して表示する。
- 予想信用損失、金融資産の信用の質の情報について、追加の開示(前提等)の拡充が提案されている。後掲の(参考1)を参照

(適用時期)

- 基準公表後、およそ3年後の強制適用を見込んでいる。

(1)フェーズ1「分類と測定」とフェーズ2「償却原価及び減損」の関係

要件	フェーズ1		フェーズ2
	測定方法	評価差額	減損
①契約 CF の回収のために保有するビジネスモデル、かつ ②生じる契約 CF は、元本と金利(貨幣の時間価値、信用リスクの対価)のみ	償却原価	-	必要
公正価値オプション	公正価値	純損益	不要
上記以外	公正価値	純損益	
持分金融商品の OCI 表示オプション	公正価値	OCI (包括利益)	

フェーズ1では、従来の4区分が2区分に改正されて簡素化が図られている。償却原価で測定されるものについては、一定の要件が求められている。1つ目は「ビジネスモデル要件」と呼ばれているもので、満期保有と言わないまでも、契約キャッシュフローの回収を目的として保有するビジネスモデルであるという要件である。これと

対極にあるビジネスモデルが、いわゆるトレーディング目的として保有するビジネスモデルである。2つ目の要件は、金融商品の性質として、生じる契約CFは、元本と金利(貨幣の時間価値、信用リスクの対価)のみというものである。減損処理が必要となるのは、償却原価によって測定される金融商品のみとなる。

(2) 発生損失モデル(現行のIAS第39号)と予想損失モデルの比較

発生損失モデル	ポイント	予想損失モデル
当初の予想損失を含めない	実効金利の決定	当初の予想損失を含める
減損が発生した客観的な証拠がある場合に認識	減損損失の認識	毎期の将来CFの見直しの結果、不利な変動が生じた場合に認識
簿価と将来CFの現在価値との差額として算定	減損損失の測定	簿価と将来CFの現在価値との差額として算定
客観的な事象の発生(トリガー)が必要	減損の戻入れ	毎期の将来CFの見直しの結果、不利な変動が生じた場合に認識

IAS39号の 59項-60項・AG89号・90号に、従来の発生損失モデルの特徴が現れている。IAS39号の 59項では、「金融資産又は金融資産のグループが減損して、減損損失が認識されるのは・・・減損の客観的証拠があり、かつ、その損失事象が・・・信頼性をもって見積もれる影響を有している場合である。将来の事象の結果として予想される損失は、いかに可能性が高くても、認識されない。」とされている。下線部分に現れているように、EDの予想損失モデルと異なり、従来の発生損失モデルでは損失が予想されるだけでは減損を認識してはならず、発生することが求められていた。その結果として、損失の計上が遅れたとの批判を受けて、EDでは予想損失モデルを提案している。また、IAS39号の59項では、損失事象について(a)～(f)まで詳細な例が示されていたが、その適用にあたり幅広い解釈が行われ企業間のばらつきが生じたという批判を受けて、EDでは詳細なガイダンスを示さないアプローチを提案している。

IAS39号の AG90項では、クレジットカード・ローンの借手の死亡を例に挙げ、予想と発生と報告を別の概念と次のように説明している。「・・・これらの「発生しているが報告されていない」損失について、減損損失を認識することは適切であろう。しかし、将来の期間において生じると見込まれる死亡についての減損損失を認識することは、必要な損失事象(借手の死亡)がまだ発生していないので、適切ではないだろう。」

4. EDの提案のポイント(各論)

(1) 2つの主要インプット

① 予想CFの見積もり

見積り単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 予想CFを適切に見積ることができる限りは、 <ul style="list-style-type: none"> － 個別資産ごとでも、ポートフォリオ単位でもよい。ただし、信用損失の二重計算を避けるようにする。個別資産レベルでも、ポートフォリオ単位でも信用損失を二重計算しない。 － 保有期間中に、見積り単位を変更することも可能。 ● ポートフォリオ単位で見積る場合には、金融資産を類似の信用リスク特性に基づきグルーピングしなければならない。どこまでポートフォリオ単位を粗くグルーピングできるかについて、実行可能性を確保するという観点から、多くの指摘がなされている。
見積り値	<ul style="list-style-type: none"> ● 確率加重で算定される期待値であり、最頻値ではない。 ● 見積り変更にあたっては、信用損失以外の要因(例えば、期限前返済率の見積りの変更)も反映される(18項(a))。

利用データ	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去の実績データを利用する場合には、現在の状況を反映するようにこれを修正する。 ● 内部データと外部データの両方の利用が認められる。 ● 企業独自のデータが利用できない場合は、同業他社の信用特性の類似する金融資産グループのデータを参照することも認められる。
-------	--

②実効金利の算定

当初認識時に算定される内部収益率を割引率として使用する。

固定金利商品	固定の内部収益率として算定される。
変動金利商品	指標金利(LIBOR等)と固定のスプレッドの合計として算定される。

(2)実務上の簡便法

企業にとって全体的な影響が重要とならない場合には、償却原価を計算するにあたり、実務上の簡便法を使うことができる。実務上の簡便法は、次の原則に沿っていなければならない。

- 割引による影響が重要でない場合以外は、貨幣の時間価値を考慮すること
 - 計算に、金融商品の全期間の予想CFを反映していること
 - 金融商品の当初測定と等しくなる現在価値が算出されること(すなわち、day-one-lossを認識しない)
- EDでは、実務上の簡便法として、2つの例を提示している。

例	内容
売掛金について引当金のマトリックスを用いる	債権の期日が何日経過しているかによって一定の引当率を識別する(90日未満は3%、90日から180日は20%など)。
償却原価を算定するにあたり独立した現在価値計算を2つ用いる	<ol style="list-style-type: none"> 1. 最初の計算では、予想信用損失の影響を除いた償却原価を算定する。契約金利で計算を行い、既存のシステムをいじらずに済むことを想定しているようである。 2. 次の計算では、例えばリスクフリー金利を使って、予想信用損失の現在価値を算定して、一定の償却プロファイルで各期に配分する。

(3)専門家諮問パネル(Expert Advisory Panel)の設置

IASBは、EDの提案を適用する場合の実務面の助言、フィールド・テストの支援の役割を担う専門家諮問パネルを組織した。専門家諮問パネルには、日本からも1名が参加している。検討が予定されている事項については、後掲の(参考3)を参照。

(4)表示及び開示

①目的

EDでは、表示及び開示の目的を、「財務諸表利用者が、金利収益及び費用の財務的影響と、信用リスクを含む金融資産の質を評価することを可能にする情報を提供すること」と説明している。

②表示

包括利益計算書において、次の行項目を分けて表示することを提案している。

- (a) グロス利息収入

- (b) ▲当初予想の信用損失割り当て分
- (c) ネット利息収入(予想損失考慮後)
- (d) 見積もり変更による利得及び損失
- (e) 利息費用(実効金利法による)

なお、(e)は金融負債に関するものであり、今回提案されている金融資産の表示とは直接関係しない。

③開示

EDは、以下の開示を提案している。提案されている減損モデルがどのような形になっても、開示を充実させるために、以下のような項目の開示が要求される。

- (a) 会計期間中の引当金(間接償却)増減の調整表、直接減額の方針(なお、予想信用損失の処理に引当金勘定の使用を強制)。
- (b) 次の見積もりに関する開示及び見積もりの変更に関する開示。
 - i 信用損失を決定する際に使用するインプット及び仮定に関する情報
 - ii 見積もり変更から生じる利得及び損失の分解情報、及び、それら変更の説明
 - iii 引当金の時系列の累積状況を累積の直接減額と比較する情報。加えて、見積もりの変更の影響が重大であるときの定性的分析
- (c) もし内部リスクが管理目的でストレステストの情報を作成していれば、その情報。
- (d) 金融資産の質に関する開示として、不良資産増減の調整表と補足的な定性的情報。
- (e) 額面金額に基づく金融資産の発生時期と満期に関する情報(ビンテージ情報)。

なお、EDは、減損モデルについての最終的な決定とは関係なく、提案されている開示の多くを義務付ける可能性が高いとしている(BC53項)。

●「貸倒引当金の累積残高と直接減額の比較」((b)-(iii))の開示例(B24項)

組成年度	20X1	20X2	20X3	20X4	合計
貸倒引当金(累積)					
組成年度末	Xx	xx	xx	yy	
1年後	Xx	xx	yy		
2年後	Xx	yy			
3年後	Yy				
貸倒引当金総額(直接減額前)					
	<u>Yy</u>	<u>yy</u>	<u>yy</u>	<u>yy</u>	<u>zz</u>
延滞による累積直接減額	Xx	xx	xx	xx	zz
担保権実行による累積直接減額	<u>Xx</u>	<u>xx</u>	<u>xx</u>	<u>xx</u>	<u>zz</u>
累積直接減額の合計	Zz	zz	zz	zz	zz
正味貸倒引当金(貸倒引当金総額から累積直接減額を控除)	<u>Zz</u>	<u>zz</u>	<u>zz</u>	<u>zz</u>	<u>zz</u>

● 「金融資産の発生時期と満期に関する情報(ビンテージ情報)」(e)の開示例

	組成年度				合計
	20X1	20X2	20X3	20X4	
満期					
20X3	Xx	xx	xx		Zz
20X4	Xx	xx	xx	xx	Zz
20X5	Xx	xx	xx	xx	Zz
20X6		xx	xx	xx	Zz
20X7		xx		xx	Zz
20X8				xx	Zz
合計	Zz	zz	zz	zz	zz

5. FASBの暫定決定との比較

FASBは現在のところ、現行の発生損失モデルを修正したモデルを提案する事を暫定決定している。*

*本勉強会はFASB公開草案の公表前に開催されたため、当該公開草案の内容は反映されていない点にご留意ください。

FASB暫定決定とIASB公開草案の比較

	FASB 暫定決定	IASB 公開草案
減損の適用範囲	・公正価値で測定され、評価差額が OCI に表示される金融資産	・償却原価測定される金融資産
減損の認識と測定	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の事象と現在の状況に関連するすべての入手可能な情報を考慮して、回収不能と見込まれる額を測定するが、<u>可能性のある将来のシナリオを考慮してはならない。</u> ・信用損失が発生しているか判断する際に、<u>可能性のハードル(probability threshold)は考慮しない。</u> ・企業は、状況に応じて実務的と考える減損の測定方法を設定する自由度 (latitude) を持つ。 	・将来の信用損失を考慮した予測将来 CF の現在価値に基づく。
当初損失の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・個別資産では禁止される。 ・ポートフォリオ資産では、過去データ等により損失の存在が示されれば、認識される。 	・禁止される。

FASBの暫定決定では、減損の認識と測定に、予想を一切含めない。また、可能性のハードルを低くすることで、可能性が低くても損失を取り込めるようにしている。IASBとはアプローチは異なるが、損失を早期に取り込めるようにしている。

FASBの暫定決定では減損の認識と測定で、企業にとって実務的な方法として、例えば、過去の貸倒実績に現在のマクロ経済状況を反映して算定したパラメーターを利用することも禁止されていない。(FASBのウェブサイトより抜粋)

(参考1) 設例1 固定金利貸付金のポートフォリオへの予想損失モデルの適用

(前提) 貸付金ポートフォリオの元本合計:1,000,000

契約金利:5%

貸付期間:3年

(X0年)

①当初取得時点で、予想損失を考慮した予想キャッシュ・フロー(CF)を見積もる。

	X0年	X1年	X2年	X3年
契約CF	-1,000,000	50,000	50,000	1,050,000
予想損失率		0%	1%	3%
予想CF	-1,000,000	50,000	49,500	1,018,500

②金融商品の当初取得価額と当初の予想CFから算定される内部収益率として、当初の実効金利を決定する。現金受取額全額が収益計上されるのではなく、その一部が予想損失として引き当てられ、下記の実効金利部分のみが、収益として計上される。

予想損失反映後の実効金利=3.974%

(X1年)

③毎期、契約金利収入から予想損失を控除した金額を純損益に計上する。予想損失の累積計上額は、純損益に計上する。

(借)現預金 50,000

(貸)利息収益(※1)39,740

引当金 (※2)10,260

(※1)利息収益39,740=1,000,000×3.974%

(※2)引当金10,260=1,000,000×(5%-3.974%)

<ケース1> 事後に予想CFが不利に修正された場合

④-1 予想CFは、毎期再評価する。予想CFの変動により生じた償却原価の修正額は、純損益に計上する。予想CFが修正された場合、修正されたCFを当初の実効金利で割り引く。このように毎期再評価することに対しては、客観性をいかに確保するのか、監査に耐えるのか等の実行可能性についてコメントが寄せられている。

X1年末に、予想CFが次のとおり修正されたと仮定する(不利なCFの見積もり修正)。

X2年	X3年
25,000	525,000

(借) 予想損失の見積もり変更による純損益(※3)480,060

(貸) 引当金 480,060

(※3) 予想CF修正前の償却原価—予想CF修正後の償却原価(509,679)

$$= (1,000,000 - 10,260) - (25,000 \div (1 + 3.974\%) + 525,000 \div (1 + 3.974\%)^2)$$

<ケース1>の包括利益計算書の表示イメージ(X1年)

予想損失控除前の利息収益(A)	50,000
利息収益から控除された予想損失(B)	△ 10,260
ネット利息収益(A-B)	39,740
予想損失の見積もり変更による純損益への影響額	480,060
利息費用	△XX,XXX

EDでは、経営者が当初見込んだ予想損失と実際の発生を上記のように分離して表示すること

が、有用な情報を提供するものとして提案されている。

<ケース2> 事後に予想CFが有利に修正された場合

④-2 予想CFは每期再評価する。予想CFの変動により生じた償却原価の修正額は純損益に計上する。

X1年末に、予想CFが次の通り修正されたと仮定する(有利なCFの見積もり修正)。

X2年	X3年
50,000	1,050,000

(借)引当金(※4) 29,619 (貸)予想損失の見積もり変更による純損益 29,619

(※4) 予想CF修正前の償却原価—予想CF修正後の償却原価(1,019,359)

$$=(1,000,000-10,260) - (50,000 \div (1+3.974\%) + 1,050,000 \div (1+3.974\%)^2)$$

この引当金の性質は、過去に計上された予想損失の戻りである。予想損失については每期計上されるのに対して、利益は一度に計上されることについて直感に反するとの指摘がある。

<ケース2>の包括利益計算書の表示イメージ(X1年)

予想損失控除前の利息収益(A)	50,000
利息収益から控除された予想損失(B)	△ 10,260
ネット利息収益(A-B)	39,740
予想損失の見積もり変更による純損益への影響額	+29,619
利息費用	△XX,XXX

<ケース2>のX1年末以降の償却原価と利息収益の推移

	X1年	X2年	X3年
期末償却原価	1,019,359	1,009,868	0
ネット利息	—	(※5) 40,509	40,132
受取CF	—	50,000	1,050,000

(※5) 前期末償却原価(1,019,359) × 当初実効金利(3.974%) = 40,509

(参考2) IASB「情報提供の要請」(2009/6)に対する主なコメント

(1) 全般的なコメント

- 大多数の回答者が、予想損失モデルを運用することはかなり困難で、適用にあたって相当な費用及び準備期間が必要であることに同意した。
- 運用上困難な点として強調されていたのは、①金融資産の残存期間にわたる予想CFを見積もる事、②実効金利の計算に予想信用損失を組み込む事、であった。

(2) 明確化が求められた事項

- ある一定時点の(point-in-time)見積もりか景気循環サイクルを通じた(through-the-cycle)か
- 予想CFは、確率加重値(probability weighted)か最頻値(most likely outcome)か
- (新BIS規制における)パーゼルⅡとの関係
- 利用されるデータは、企業特有のものか市場からのものか
- 公正価値測定との相違点

(3) 減損アプローチを簡素化するための代替的提案

- 現行の発生損失モデルを修正(modify)し、予想損失モデルの結果とより近くなるようにすること。例えば、減損を認識するための損失事象等を削除もしくは変更すること
- 予想損失モデルの適用対象から、売掛金、市場価格のある金融商品、及び重要な個別の金融商品を除外すること。
- パーゼルⅡモデルに基づき構築すること、またはパーゼルⅡで利用されているパラメーターを最大限活用すること。
- PD(倒産確率)やLGD(倒産時損失率)といったポートフォリオに基づく見積もりを利用する。
- 客観的な基準に基づくアプローチにフォーカスする。

(参考3) 専門家諮問パネル(EAP)で議論が予定されている主な事項

(1) 予想CFの見積もり

- ヒストリカルデータがない場合
- 個別の金融商品についての見積もり
- ポートフォリオレベルと個別レベルの見積もり
- ポートフォリオ内における相関関係
- 時の経過に伴う金融商品の移動
- パーゼルⅡ規制との関係
- 期限前償還の取り扱い
- 外部からのデータを用いた見積もり
- 標準的な銀行のための簡素化
- 見積もりの更新
- 格付けがない金融商品

(2) 実効金利法／当初の予想信用損失の配分メカニズム

- 変動金利商品
- 当初予想損失の配分に関する可能性のある代替案
- 当初予想スプレッドの決定
- 特定のタイプの金融商品への適用(例:割賦債権、リボルビング債権)
- 標準的な銀行や非金融機関である企業のための簡素化
- 経過規定

(3) その他

- 開示規定と透明性

6. 質疑応答

質問: 予想損失モデルと発生損失モデルの境界線が極めて曖昧という印象を受けた。監査を受けるためには何らかの根拠がなければならない訳だが、その根拠が過去の事象に基づくならば発生損失モデルになってしまう。予想損失モデルでは、例えば経営者の直感により取締役会で発言した内容を基に予想損失を計上した場合、それは根拠として監査上で認められるのか。

回答: この予想損失モデルについては、今回の公開草案に対してIASBの15名の理事のうち2名が反対してい

る。1つの理由に、現在のモデルの下では監査ができないのではないかと指摘されている。企業が第三者に対して疎明するに足る根拠がないのではとの指摘があるが、これに対してIASBは明確なガイダンスを示していない。

本稿は平成 22 年 5 月 26 日に行われた日本証券アナリスト協会主催勉強会の要旨を講師の了解を得て掲載するものです。国際会計基準審議会（IASB）は 2009 年 11 月に、公開草案「金融商品：償却原価及び減損」を公表しました。この公開草案は、IFRS 第 9 号において償却原価で測定される貸付金や債券などの金融資産の減損について、従来の発生損失モデルに代わり予想損失モデルを提案するなど、金融商品の評価に関する会計基準に大きな変化と影響を及ぼす重要なものです。当協会としても、是非とも会員の意見を集約した上で意見書を提出したいと考え、意見集約の前提として ASBJ の研究員の方を講師に招き、公開草案の特色などを解説していただく勉強会を開催しました。